平成２２年（フ）第２８７号
山口県下関市川中豊町４丁目１番Ｅ―204号
債務者　宮本　聖子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
香川県丸亀市飯山町上法軍寺2300番地８
旭ヶ丘団地2013号、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町上法軍寺2300番地７
債務者　水本　　修
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１３０号
香川県仲多度郡多度津町大字庄515番地９
債務者　片山　俊華
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１３６号
香川県綾歌郡宇多津町坂下2805―11　ガーデン・スクエアＴ・ＡⅡ102号室、住民票上の住所香川県丸亀市土居町１丁目７番17号
債務者　淵上　義哉
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１３７号
香川県善通寺市原田町748番地１　グリーンマンション103号
債務者　近藤　国枝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３８４号
愛媛県松山市吉藤２丁目６番23号
債務者　中野真瑞美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２４４号
福岡県久留米市国分町1465番地１
債務者　宮城　宏昌
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２４５号
福岡県久留米市国分町1465番地１
債務者　宮城　美樹
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３４４号
福岡県久留米市白山町210番地１
債務者　柴田　忠義
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６１３号
北九州市小倉南区横代南町５丁目２番33号
債務者　今浪　清二
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６１４号
北九州市小倉南区横代南町５丁目２番33号
債務者　今浪　禎子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８６６号
北九州市八幡西区野面２丁目７番12号
債務者　濵田　和美（旧姓大丸）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１４号
北九州市八幡東区前田３丁目１番２―402号
債務者　藤川ちづる
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１５号
北九州市八幡西区東筑１丁目10番２―212号
債務者　永澤　澄人
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８３号
北九州市八幡西区浅川２丁目３番16―111号
債務者　岩切　泰代
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８５号
北九州市八幡西区永犬丸南町２丁目２番８号
債務者　植木みゆき
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２４号
宮崎県日向市大字財光寺725番地の５
債務者　吉野ケサ子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５０８号
鹿児島県鹿児島市西陵１丁目46番２―101号
債務者　有馬　次雄
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係